



平成27年度国民健康保険料の料率などを改定

平成27年度の国民健康保険料の改定について、「国民健康保険運営協議会」における審議・答申を踏まえ、3月開催の市議会第1回定例会において審議され、可決・成立しました。

◆保険年金課 ☎ 042-460-9822

改定の趣旨

国民健康保険は、加入者の皆さんでお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。その財源は、国や東京都などの公費による負担金で50%、被保険者からの保険料で50%を賄うとされています。しかし、国民健康保険の財政運営は被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加している一方で、保険料の伸びは低迷し、大変厳しい状況にあります。

本来国民健康保険財政は、独立した会計としての運営を原則とするものですが、不足する財源を全額保険料に求めると大幅な保険料引き上げが必要となります。そこで、毎年、一般会計から赤字補てん(法定外繰入金)しているのが現状です。

平成27年度においても財源不足の状態は続いており、一般会計からの法定外繰入金に頼っている状況です。この負担は、市財政にとって大変厳しい負担となっており、これ以上、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。

こうした財政状況は、本市に限らず全保険者が抱えている課題であり、平成27年1月13日に国の社会保障制度改革推進本部において、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うことなどを盛り込んだ「医療保険制度改革骨子」を決定したところ です。

保険料

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付に充てられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、

保険料の改定内容

医療分

賦課項目	料率 [※]		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 5.41%	賦課標準額 × 5.41%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 19,800円	被保険者数 × 22,800円	+3,000円
平等割額	1世帯当たり × 11,800円	1世帯当たり × 8,800円	-3,000円
賦課限度額	51万円	51万円	(据え置き)

後期高齢者支援金等分

賦課項目	料率 [※]		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 1.68%	賦課標準額 × 1.68%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 6,500円	被保険者数 × 6,500円	(据え置き)
賦課限度額	14万円	16万円	+2万円

介護分

賦課項目	料率 [※]		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 1.64%	賦課標準額 × 1.64%	(据え置き)
均等割額	第2号被保険者数 × 14,300円	第2号被保険者数 × 14,300円	(据え置き)
賦課限度額	12万円	14万円	+2万円

医療給付費の推移

近年の医療の高度化などにより、1人当たりにかかる医療費が増加の一途をたどっており、市単位で支える国民健康保険制度の状況も大変厳しいものになっています。

保険給付費の状況(一般被保険者分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み額)	平成27年度 (見込み額)
	1人当たりの 保険給付費	21万9,757円	23万771円	23万6,247円	24万5,954円

市内の空間放射線量測定結果

(5月1日現在)

市では、市内における放射線の状況を把握するため、市内を2kmメッシュで区分し、小中学校・保育園・公園の5カ所と武蔵野大学内(協力)1カ所の合計6カ所で空間放射線量を測定しています。

区分	測定場所	町名	測定日	線量率(マイクロシーベルト/時)	
				地上1m	地表面 (地上5cm)
北部	栄小学校	栄町	4月27日(月)	0.051	0.055
東部	なかまち保育園	中町	4月28日(火)	0.037	0.038
中央部	田無第二中学校	北原町	4月29日(水)	祝日のため測定なし	
西部	田無第三中学校	西原町	4月30日(木)	0.046	0.049
南西部	田無市民公園	向台町	5月1日(金)	0.029	0.037
南部	武蔵野大学(協力)	新町	4月29日(水)	祝日のため測定なし	

※最新の情報は市HPをご覧ください。

◆環境保全課 ☎ 042-438-4042

一般会計繰入金状況

※表示単位未満は四捨五入

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み額)	平成27年度 (見込み額)
一般会計繰入金	25億6,929万円	27億5,428万円	26億4,951万円	29億2,908万円	31億1,687万円
うち、 法定外繰入金 (赤字補てん分)	18億5,002万円	20億1,661万円	19億円	20億5,498万円	21億816万円
上記に占める 1人当たりの 繰入額	3万4,028円	3万7,687円	3万6,087円	3万9,980円	4万1,852円

引き続き、国民健康保険制度をめぐる国や東京都などの動向を注視していきます。平成27年度国民健康保険料については、医療分(均等割額・平等割額)の改定および後期高齢者支援金等分と介護分の賦課限度額の改定を行いました。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。

後期高齢者支援金の状況

平成20年度から創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入している保険事業です。その財源は国・都などの公費で50%、各保険者からの支援金で40%、加入者の保険料で10%を賄うとされています。将来にわたって安心して医療を受けられるよう、社会全体で負担し合う制度です。高齢者が増えたことなどにより増加している医療費を賄うため、国民健康保険からも支援金分として、負担しています。

後期高齢者支援金の状況

※表示単位未満は四捨五入

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み額)	平成27年度 (見込み額)
後期高齢者支援金	24億2,627万円	26億7,179万円	27億9,722万円	27億4,919万円	27億1,474万円

介護納付金の状況

介護保険制度の費用は、総給付費のうち国・都などの公費で50%、保険料で50%を賄うとされています。保険料で賄う50%のうち、各健康保険に加入している40歳以上65歳未満の被保険者(第2号被保険者)に28%を負担してもらうもので、保険事業は、相互扶助の構造となっています。

介護納付金の状況

※表示単位未満は四捨五入

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み額)	平成27年度 (見込み額)
介護納付金	10億2,599万円	11億1,340万円	11億7,964万円	11億8,862万円	11億1,359万円

徴収の強化

事情があって滞納している方には、分割納付相談などを適宜行っています。一方、ご連絡・ご相談をいただけない場合には、差し押さえなどによる徴収強化を図っています。国民健康保険に加入する皆さんの公平な負担のために、今後も徴収率の向上に努めます。

平成27年度の納入通知書の送付

7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、納期内納付にご協力をお願いします。

下水道使用料の減免申請

対 世帯全員の市民税が非課税で、①身体障害者手帳(1・2級) ②愛の手帳(1・2度) ③精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの手帳をお持ちの方が同居している世帯
 □必要なもの ①印鑑 ②対象の手帳 ③最近の水道・下水道料金の領収書または「水道・下水道料金口座振替済みのお知らせ(検針票)」
 申 下水道課(保谷庁舎5階)で申請用紙に必要事項を記入・押印し、提出
 ※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請できますが、内容など詳細は、下記へお問

い合わせください。
 □減免 申請受付後、次の検針分から基本料金を免除します。水道料金の減免はありません。
 □代理人申請 対象の手帳をお持ちの方が窓口に来られない場合は、上記「必要なもの」のほか、委任状と代理人の本人確認ができるものを持参し窓口へ
 ※生活保護法による生活扶助・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は、申請不要
 ◆下水道課 ☎ 042-438-4058